

神戸市社会福祉法人等利用者負担軽減制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険の円滑な実施のための特別対策として実施する低所得者及び生活保護受給者等に係る利用者負担対策のうち「社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度」の実施のために必要な事項を定める。

2 前項に定める事業は、本市が行う介護保険の被保険者等のうち生計困難と認められる者及び生活保護受給者等（この項及び第2章において「軽減対象者」という。）が、あらかじめ利用者負担の軽減を実施する旨を申し出た市町及び社会福祉法人等（以下この項及び第2章において「軽減法人等」という。）が提供する軽減対象となる介護保険サービスを利用する場合、軽減法人等が軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担の一部を軽減するものとし、もって低所得利用者の生活の安全と介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりである。

- (1) 介護保険の被保険者等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定を受けた被保険者及び要支援認定を受けた被保険者及び旧措置入所者
- (2) 市民税非課税世帯 当該年度（4月から7月においては前年度）における市民税が世帯主及びすべての世帯員について課されていないか免除されている世帯
- (3) 区分支給限度基準額 法第43条第1項に規定する居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び法第55条第1項に規定する居宅支援サービス費区分支給限度基準額
- (4) 介護福祉施設サービス 法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービス
- (5) 訪問介護 法第8条第2項に規定する訪問介護
- (6) 通所介護 法第8条第7項に規定する通所介護
- (7) 短期入所生活介護 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
- (8) 夜間対応型訪問介護 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護
- (9) 地域密着型通所介護 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
- (10) 認知症対応型通所介護 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護
- (11) 小規模多機能型居宅介護 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (12) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (13) 介護予防訪問介護 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護
- (14) 介護予防通所介護 法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護
- (15) 介護予防短期入所生活介護 法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護
- (16) 介護予防認知症対応型通所介護 法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (17) 介護予防小規模多機能型居宅介護 法第8条の2第16項に規定する介護予防小規

模多機能型居宅介護

- (18) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (19) 複合型サービス 法第8条第23項に規定する複合型サービス
- (20) 旧措置入所者 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者
- (21) 生活保護受給者等 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項、附則第4条第1項の規定による支援給付を受けている者
- (22) 利用者負担額 法に定める居宅サービス又は施設サービスに係る10%相当の利用者負担額
- (23) 食費 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第61条第1項第1号のイ及び第2号のイ、第79条第1項第1号、第84条第1項第1号のイ及び第2号のイに規定する食事の提供に要する費用
- (24) 居住費 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第79条第1第2号に規定する居住に要する費用
- (25) 滞在費 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第61条第1項第2号のロ、第84条第1項第2号のロに規定する滞在に要する費用
- (26) 宿泊費 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第65条第2項第2号のロ、第85条第5項第2号のロに規定する宿泊に要する費用

第2章 生計困難者等に対する利用者負担の軽減制度

（対象者）

第3条 第1条第2項に規定する軽減対象者は、本市が行う介護保険の被保険者等（旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については対象としないが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。）であって、市民税非課税世帯に属する者のうち、次の各号の全てを満たしており、その者の収入や世帯の状況、利用料負担を総合的に勘案し、特に生計が困難な者として市長が確認した者及び生活保護受給者等（個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担額について軽減の対象とする。）とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

（軽減法人等）

第4条 第1条第2項に規定する軽減法人等は、次の者のうち当事業に係る利用者負担の

軽減を行うことを本市及び兵庫県に申し出たものとする。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 市町
- (3) 軽減を行う社会福祉法人等がない地域等において、市長が特に必要と認める事業者
(対象サービス及び減免内容)

第5条 軽減対象者が利用者負担の軽減を受けることができる介護保険サービス（以下この章において「対象サービス」という。）は、前条に規定する軽減法人等が行う次のサービス（第2号から第8号及び第10号から第16号のサービスにあつては、区分支給限度基準額を超えないものに限る。）とする。

- (1) 介護福祉施設サービス
- (2) 訪問介護
- (3) 通所介護
- (4) 短期入所生活介護
- (5) 夜間対応型訪問介護
- (6) 地域密着型通所介護
- (7) 認知症対応型通所介護
- (8) 小規模多機能型居宅介護
- (9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (10) 介護予防訪問介護
- (11) 介護予防通所介護
- (12) 介護予防短期入所生活介護
- (13) 介護予防認知症対応型通所介護
- (14) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (15) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (16) 複合型サービス

2 軽減の対象とする費用は、前項に掲げるサービスにつき、それぞれ別表に掲げるとおりとする。

3 減額割合は、 $1/4$ とする。ただし、軽減対象者のうち、老齢福祉年金受給者については $1/2$ 、生活保護受給者等（個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担額について軽減の対象とする）については全額とする。

（適用除外）

第6条 前条の規定にかかわらず、神戸市介護保険訪問介護利用者負担金助成要綱に基づく訪問介護に係る利用者負担額の軽減措置の適用を受ける者については、同条第1項第2号に規定する訪問介護に係る利用者負担の軽減を行わない。

2 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担額については、軽減の対象としないこととして差し支えない。

（情報提供）

第7条 軽減法人等及びその実施する対象サービスについては、その一覧を本市に備え置くとともに介護保険の被保険者等、居宅介護支援事業者等に適宜情報提供を行うものと

する。

(申請)

第8条 第3条に規定する確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び生活保護受給者等は、利用者負担の軽減を受けようとする対象サービスを利用する日の14日前までに、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。申請者については、申請書（様式第1号）に加え、以下の各要件に該当する事実を証する書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 収入要件

申請者及びその属する世帯全員の収入を記載した源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写しその他収入を証する書類

ただし、公簿等により収入が確認できた者については、添付があったものとみなす。

(2) 預貯金等要件

申請者及びその属する世帯全員の預貯金額を記載した預金通帳の写し。

2 前項において、指定する日までに申請することができなかつたことにつきやむを得ないものと認められる事情があり、かつ、申請者及び生活保護受給者等が対象サービスの提供を受けた軽減法人等の事業所又は施設（以下「軽減事業所等」という。）が利用者負担の軽減を承認する場合、前条における「対象サービスを利用する日の14日前」は、「対象サービスを利用した日の後すみやかに」と読み替える。

(認定及び確認証)

第9条 市長は、申請者より前条の申請を受けたときは、第3条各号に掲げる軽減対象者への該当の有無を審査決定するものとする。申請者のうち軽減対象者として承認された者及び生活保護受給者等については、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」（様式第2号）（以下「確認証」という。）及び「社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書」（様式第3号）を交付する。申請者のうち軽減対象者として承認されなかつた者については、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書」（様式第3号）により、その結果を通知するものとする。

2 前項に規定する、確認証の交付あるいは結果の通知は、申請のあつた日からおおむね14日以内に行うものとする。ただし、申請に不備があり、当該不備の補正をするためにかかつた期間はこれに含まない。

(確認証の有効期限)

第10条 確認証の有効期限は、申請のあつた日の属する月の1日から適用され、翌年度の7月31日までとする。ただし、4月分、5月分、6月分、7月分の対象サービスの利用者負担に係る軽減につき当該年度の4月1日から7月31日までに申請があつたものは、申請のあつた日の属する月の1日から当該年度の7月31日までとする。

(確認証の返還)

第11条 確認証の交付を受けた者が、本市が行う介護保険の被保険者資格を喪失した場合、生活保護受給者等においては保護の停止又は廃止が決定した場合は、当該確認証をすみやかに返還しなければならない。

(利用)

第12条 軽減対象者は、対象サービスを利用する場合、第2条第1号及び第21号に規

定する介護保険の被保険者等及び生活保護受給者等でなければならない。

- 2 軽減対象者は、対象サービスを利用する場合、あらかじめ当該サービスを提供する軽減事業所等に確認証を提示するものとする。ただし、申請中であらかじめ提示することができない場合又は第8条第2項に定める場合は、申請手続き中である旨又はすみやかに申請を行う旨を申し出るとともに、軽減事業所等の承認を受けた場合は、確認証が交付された後すみやかに提示するものとする。

(利用者負担)

- 第13条 軽減対象者は、対象サービスの提供を行う軽減事業所等に対し、確認証に記載されたところにより軽減された利用者負担額を支払うものとする。

(不正利得の返還)

- 第14条 偽りその他不正の行為によってこの要綱に基づく対象サービスに係る利用者負担の軽減を受けた者があるときは、市長は、軽減法人等と協議の上、軽減額の全部又は一部を当該軽減を受けた者から軽減法人に返還するよう求めるものとする。

(軽減法人等に対する助成)

- 第15条 市長は、軽減法人等がこの要綱に基づき軽減対象者に対象サービスに係る利用者負担の軽減を行った場合、別に定めるところにより、当該軽減法人に対し軽減に要した費用の一部を助成するものとする。

第3章 雑則

(委任)

- 第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年度中の申請に基づく減免対象確認証の有効期間は第10条の規定にかかわらず平成13年5月31日までとする。

附則

- 1 この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

- 2 平成13年5月31日までに交付した様式第3号の確認証は、「社会福祉法人」とあるのは「社会福祉法人等」と読み替える。

附則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱のうち第3条及び第8条は、平成15年6月1日から施行する。

この要綱のうち第6条は、平成15年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

2 平成25年8月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い、生活保護が廃止された者であつて、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条に該当する者については、第5条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

附則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い、生活保護が廃止された者であつて、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条に該当する者につ

いては、第5条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。

附則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。
- 2 平成27年7月分につき第3条に規定する確認を受けようとする者に係る第2条第2号の規定の適用については、同号中「4月から6月」とあるのは「4月から7月」とする。
- 3 平成26年7月1日から平成27年7月31日までの申請に基づく確認証の有効期限は、第10条の規定にかかわらず、申請のあった日の属する月の1日から適用され、平成27年7月31日までとする。

附則

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い、生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条に該当する者については、第5条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。
- 3 平成27年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第15条に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は第1条～第14条のとおりとする。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成28年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第15条に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は第1条～第14条のとおりとする。

別表（第5条関係）

対象サービス	軽減対象費目
<u>介護福祉施設サービス</u>	利用者負担額、食費、 <u>居住費</u>
訪問介護	利用者負担額
通所介護	利用者負担額及び食費
<u>短期入所生活介護</u>	利用者負担額、食費、 <u>滞在費</u>
夜間対応型訪問介護	利用者負担額
地域密着型通所介護	利用者負担額及び食費
認知症対応型通所介護	利用者負担額及び食費
小規模多機能型居宅介護	利用者負担額、食費、宿泊費
<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>	利用者負担額、食費、 <u>居住費</u>
介護予防訪問介護	利用者負担額
介護予防通所介護	利用者負担額及び食費
<u>介護予防短期入所生活介護</u>	利用者負担額、食費、 <u>滞在費</u>
介護予防認知症対応型通所介護	利用者負担額及び食費
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者負担額、食費、宿泊費
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者負担額
複合型サービス	利用者負担額、食費、宿泊費

※下線は生活保護受給者等の対象サービス及び軽減対象費目

※短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。